

熊谷スマートシティ推進支援等業務委託

特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、熊谷市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する熊谷スマートシティ推進支援等業務委託（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

(目的)

第2条 本業務は、熊谷スマートシティの推進を図るため、市民参画とデータ活用による「やさしい未来発見都市 熊谷」の実現に向け、熊谷スマートシティ推進協議会（以下、「協議会」という。）の運営体制を支援し、得られた知見を本市の政策立案に生かすことを目的とする。

本市では、熊谷スマートシティが目指す「やさしい未来発見都市 熊谷」の実現に向けて、令和5年度に構築した「データ連携基盤」と、都市ポータルアプリ「クマぶら」を始めとする複数サービス間の連携を図りつつ、ユーザーのオプトイン（提供同意）により取得する各種データの活用・分析を通して、サービスの改善を図っていきたいと考えている。更に、市民生活の利便性向上のため、コモンデータ※の蓄積・更新と市民参画の好循環を生み出す体制づくりを進める。

そのために、本業務により協議会及び協議会の各部会、並びにアーキテクト会議が機能的かつ適切に役割分担できるよう、運営及び連絡調整に対する適切な支援体制を整え、更には得られた知見を整理・改善、構造化し、今後のスマートシティ政策に活かすことができる仕組みを確立する。

また、スマートシティに係る最新の情勢を踏まえた助言や調査等を実施し、協議会の事務局を兼ねる政策調査課の業務を適切に支援し、円滑な業務運営を確立する。

※コモンデータ：熊谷スマートシティ推進協議会において、行政が提供するオープンデータ以外にも、民間から公共的な活用に向けて提供されるデータを含めて表現する場合に用いる用語。

(準拠する法令等)

第3条 本業務を実施する際に準拠する関係法令、関連計画等は以下のとおりとする。

- (1) 第2次熊谷市総合振興計画（令和5年3月）
- (2) 熊谷市DX推進計画
- (3) 熊谷スマートシティ実行計画
- (4) 熊谷スマートシティトータルブランディング方針
- (5) 熊谷市公民連携まちづくり実践方針
- (6) 熊谷市デジタル人材育成・確保に関する基本方針
- (7) その他の関係法令及び諸法規、熊谷市が策定する諸計画等

(秘密保持・情報セキュリティ)

第4条 乙は、本業務上知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。また、業務上必要となる個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び熊谷市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第35号）を参考に、熊谷市標準委託契約約款の別記（第23条関係）「個人情報取扱いに関する特記事項」により適切に取り扱わなければならない。また、業務終了後は保管している個人情報等についてはシュレッダー等で破棄し、電子データは復元不可能となるよう消去すること。

(提出書類)

第5条 本業務の着手及び完了にあたっては、次の書類を提出しなければならない。

契約時：課税（免税）事業者届出書

着手時：現場責任者（技術管理者）届出書・経歴書・業務委託工程表・実施計画書

完了時：委託業務完了通知書・業務委託料請求書

(資料の貸与及び返還)

第6条 本業務の実施にあたり、乙は甲から貸与された資料の取扱いについては十分に注意し、汚損、破損、亡失の無いように慎重に取り扱うこと。万一、事故のあった場合は、乙の責任において原状に復すること。また、貸与された資料等について

は甲の許可無くして複製してはならず、本業務以外での使用を禁止し、本業務完了後は速やかに貸与資料を返却しなければならない。

(業務体制)

第7条 乙は、業務全般にわたり秩序正しい業務を遂行するために、管理者のもと適切な執行体制を構築しなければならない。また、乙は会議・電話等で決定した打合せ事項等を記録簿・議事録等に記載し、甲の承認を受けるものとする。記録簿・議事録等は各々が1部を保管して、お互いに意見の相違が生じないようにするものとする。

(損害賠償)

第8条 乙は、本業務中に第三者により受けた、または与えた損害については、乙の責任において処理し、これらにかかる費用はすべて乙が負担するものとする。

(疑義の解決)

第9条 本特記仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本特記仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上これを定める。

(成果の帰属)

第10条 本業務に係る成果品の著作権はすべて甲に帰属する。乙は甲の承認を得ずに他に公表・譲渡・貸与または使用してはならない。

(瑕疵担保)

第11条 乙は、業務完了後1年以内に過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、甲の監督員の指示する修正、補正その他必要な作業を乙の負担において行うものとする。

第2章 業務概要

(業務期間)

第12条 本業務の履行期間は契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

(業務概要)

第13条 本業務の概要は次のとおりとする。なお、本仕様書に明記なき事項であつ

ても、本業務遂行上必要と思われる事項については、発注者と受注者の協議により決定するものとする。

- (1) 部会等運営・連絡調整に関する支援業務
- (2) 補助金申請書等作成支援業務
- (3) 協議会総会の運営・連絡調整に関する支援業務
- (4) 熊谷スマートシティ「シーンスケッチコンテスト」の運営支援業務

第3章 業務内容

(業務内容)

第14条 熊谷スマートシティ推進支援等業務委託の内容は次のとおりとする。なお、業務の実施にあたっては、熊谷市データ連携基盤の導入委託業者とも必要な連携を図ること。

- (1) 部会等運営・連絡調整に関する支援業務
 - ・ 支援する部会等は、アーキテクト会議（年8回程度開催見込）、データ活用部会（年2回程度開催見込）、Ma a S部会（年2回程度開催見込）とし、開催に係る事務（資料の調整※1、会議当日の進行等）や議事録作成等の支援を行うこと。また、各部会やアーキテクト会議等で出された事業案や提案等の整理、構造化等について、市と協議の上行うこと※2。
 - ※1 原則として、会議の設定、会員向けの連絡及び会議資料の原案は市が準備します。
 - ※2 スマートシティの施策案の策定等については、市と協議会（各部会）、アーキテクトが中心となって行いますが、本業務にはそれらの施策案に関する整理、構造化、助言等を含みます。
- ・ 議事録作成に当たっては、アーキテクト、部会員等の提案・意見に含まれる本市事業やサービスのあり方、データ活用方法等に関する提案・意見に関して、Web等の公開情報の範囲での先行事例・参考となる技術等の資料を収集・添付すること。

・本業務の成果物として、議事録に含まれる提案・意見を集約し、本市事業やサービスのあり方、データ活用方法等に関する提言書としてまとめること。

(2) 補助金申請書等作成支援業務

(1)の会議議事録に含まれる提案・意見を受け、事業・サービスのあり方の改善等に向け、令和7年度の実施を想定して検討される、システムの新規導入、既存システムの機能追加及び改修等の取組案に対し、活用可能な国及び県の補助制度を調査し、申請要件等に関するアドバイスや申請書作成作業等の支援を行うこと。

(3) 協議会総会の運営・連絡調整に関する支援業務

協議会総会又はそれに相当する会議体（バンダー連携調整会議）を、合わせて年2回程度開催するための支援を行い、総会等における協議資料及び議事録を作成すること。

(4) 熊谷スマートシティ「シーンスケッチコンテスト」の運営支援業務

熊谷スマートシティ「シーンスケッチコンテスト」の実績をデジタル報告書※としてまとめ、納品すること。なお、デジタル報告書の企画・構成等については、両者協議の上決定するものとする。

※シーンスケッチコンテストのデジタル報告書については、令和5年度に作成したデータが熊谷市ホームページに公開されているので参考にされたい。

第4章 成果品

(成果品の検査)

第15条 乙は、業務完了時に甲の成果品検査を受けなければならない。成果品検査において修正を指示された場合は直ちに修正しなければならない。なお、成果品の提出期限は令和7年3月31日とし、提出期限前であっても、甲は業務のうち完成

した成果品について提出を求めることができるものとする。また、成果品の検査完了後といえども、成果品に明らかに乙の責に帰すべき瑕疵が発見された場合は直ちに当該成果品の修正を行わなければならない。

(業務の完了)

第16条 本業務は、前条の検査に合格し成果品を甲に引き渡した時をもって完了とする。

(納入場所)

第17条 本業務の成果品の納入場所は、下記のとおりとする。

熊谷市市長公室政策調査課

(成果品)

第18条 本業務において納品する書類については次のとおりとする。

- (1) 会議報告書：A4判・ファイル綴じ・1部（本業務で作成したすべての資料を整理してとりまとめたもの）
- (2) 上記成果物の電子データ
- (3) 提言書：電子データ

※電子データはCD-ROM等で提出すること（1部）

※電子データは全て、直接印刷が可能な解像度の完成原稿の形（PDF）についても納品すること。また、編集が可能であるデータ形式（MS-Word, MS-Excel, MS-PowerPoint等）で原稿及びその添付図（グラフ・図形・写真等）、根拠資料等一式とすること。